

## 令和3年度第3回町政モニター連絡会 意見交換の内容

開催日：令和3年12月24日

### 1. 避難場所の管理体制について

避難場所について、24時間体制での管理運営、若しくは発災から30分以内に開設することが可能でしょうか。

#### 【回答】総務課

町が管理する指定避難所及び指定緊急避難場所については、台風等の災害時に適切に開設できるよう整備しており、夜間や祝日の場合でも連絡体制を確保しています。発災後30分以内の開設については、災害や職員登庁等の状況に影響されるため不透明ですが、可能な限り迅速に開設できるよう研修等を通じ防災体制を整備します。

また、指定避難所における運営方法を示したマニュアルの作成について施設管理者と協議しており、完成した場合は公表する予定としています。

### 2. 避難行動要支援者名簿の作成について

当該名簿の作成により、関係機関との連携が図られ、対象者を避難させるための十分な搬出体制が構築できるのでしょうか。

#### 【回答】総務課

避難行動要支援者名簿については、対象となる方へ名簿登録申請書を発送し、作成を進めているところです。対象者の支援については、消防による搬送等、行政による「公助」だけではなく、自治会をはじめとした地域の方々による「共助」が不可欠であるため、地域の協力をいただけるよう、制度の普及啓発を図ってまいります。

### 3. 用水路の整備について

田より低い位置にある未整備の水路について、町で整備することは可能でしょうか。

#### 【回答】産業課

ご質問の水路が農業用水路である場合、その管理や修繕につきましては、原則として水利権を有する地元水利組合が行っています。

軽微な修繕の場合は、水利組合において修繕を実施し、大掛かりな修繕工事等、多額の費用を要する場合は、多度津町土地改良区において各水利組合等か

ら要望をとりまとめ、県や町に対して事業要望を行います。

また、水利組合以外の活動組織が、地域資源の保全を目的とし、各地区の農用地、水路、農道等の修繕を計画的に行っているケースもあり、こうした活動に対しては交付金が支払われます。

なお、台風等の災害による破損で緊急を要する場合は、災害対策として町が修繕を行うこともあります。

ご質問のケースですと、まずは地元水利組合にご相談いただくことになると思われます。

#### 4. 人口減少対策について

人口減少対策の効果について、移住件数等の実績を教えてください。また、「若い人が住み続ける町」とするための具体的な改善策について、どうお考えですか。

##### 【回答】政策観光課

人口減少対策の効果の一例として、町へ移住することを要件としている、多度津町移住促進家賃等補助金の件数をお答えしますと、平成28年度から令和3年11月末までで、合計10世帯、33名の方が、この補助金を活用して多度津町に移住されています。

転入時に実施するアンケートにより把握している移住者数は、令和2年度において155人でした。

人々の多様なニーズの中で、どの事業が町への移住に直接的に結び付いているかの判断は、非常に難しいものです。

「若い人が住み続ける町」にするためには、子育てや教育などの環境を充実させていくことが一つの方策だと考えておりますが、これは他市町との競争になる部分も多く、当然、財政的な制約もあるものです。町としては、若い皆さんが多度津町の「魅力」に触れる機会を創出し、まちへの愛着や誇りを感じてもらえるよう努めるとともに、若い世代が気軽に「まちづくり」に参画できるような場づくりを行うことが重要だと考えております。

#### 5. 輝楽めき人生講座について

地域包括支援センター主催の「輝楽めき人生講座」について、全日程参加とする受講の要件を緩和できないでしょうか。

##### 【回答】高齢者保険課

「輝楽めき人生講座」は、介護予防の意義や知識の普及に対する協力、ひと

り暮らしの高齢者や認知症の方、またその家族への声かけ・見守りを行う介護予防サポーターを養成することを目的としております。

香川県介護予防サポーター養成等事業実施要領や、県が作成している介護予防サポーター養成講座テキストを基に実施しており、研修のすべての内容を受講することによって、県の介護予防サポーター養成研修修了者として登録されます。

そのため、全日程の参加が必須となりますが、都合で受講できなかった場合は、その日程について次年度に受講していただく等の対応が可能となっております。